

我が国は、社会の高齢化が急速に進行中であり、65歳以上の人々が3000万人を超えており、その総人口に占める割合は約25パーセントに達しています。

ところで、人間は、年を取ると、次第に物事を判断する能力が衰えてきます。これがひどくなると、認知症(老人性痴呆)と言われるような状態となることがあります。人間はつい、自分だけはぼける心配はないと思いがちですが、我が国の認知症高齢者は、2012年時点で462万人に達しています。そして、85歳以上の高齢者になると、実に、4人に1人に認知症が発症すると言われてい

ます。認知症に罹患して、いわゆるぼけてきますと、自分では、自分の財産の管理ができなくなってしまいます。また、病院等で医師の診断・治療を受けようとしても、病院等と医療契約を締結することもできないし、入院のための契約締結もできないし、施設に入ってお世話を受けようとしても、施設に入るための施設入所契約自体ができなくなってしまいます。介護保険を利用したくても、その手続をすることも大変の上、何より介護を受けるための介護サービス提供契約を締結することができない、ということになってしまいます。

すなわち、年をとってくると、たとえ、いくらお金を持っていても、自分のお金であって自分で使えない、自分で自分に関することが処理できないという事態が起き得るのです。そのようなことを防ぐため、自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、自分がもしそういう状態になったときに、自分に代わって、財産を管理してもらったり、必要な契約締結等を代理でもらうこと等を、自分の信頼できる人に頼んでおけば、すべてその人(「任意後見人」と言います。)にしてもらえるわけで、あなたは安心して老後を迎えることができる、というわけです。

このように、自分が元気なうちに、自分が信頼できる人を見つけて、その人との間で、もし自分の判断能力が衰えてきた場合には、自分に代わって、自分の財産を管理したり、必要な契約締結等をして下さいとお願いしてこれを引き受けてもらう契約を、任意後見契約といいます。

以上の理由から、任意後見契約は、将来の老いの不安に備えた「**老い支度**」ないしは「**老後の安心設計**」であると言われているのです。自分は絶対にぼけない、などと思うのは、しばしば甘い幻想になります。私たちは、自己責任で、将来困らないように備えておくことが、とても大切なのです。

もとより、任意後見契約を締結しても、それを使わないまま最後まで元気で大往生ができるかもしれません。そのときは、任意後見契約書の作成費用は無駄になってしまいますが、それは微々たるものというべきでしょう。それを使わないで済むことは素晴らしいことですが、備えをしておくことは、とても大切です。

ちなみに、任意後見契約は、平成12年4月1日にスタートして以来、毎年増え続けており、おおむね前年の20ないし30パーセント増しの割合で増加してきています。

---

注) 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があり、法定後見には後見、保佐、補助の3つの種類があります。ここでは最近増えてきた任意後見について述べます。

任意後見契約は、本人の判断能力が衰えた場合に備えて、あらかじめ結ばれるものですから、任意後見人の仕事は、本人がそういう状態になってから、始まることになります。

具体的には、任意後見人になることを引き受けた人（「任意後見受任者」といいます。）や親族等が、本人の同意を得て、家庭裁判所に対し、本人の判断能力が衰え、任意後見事務を開始する必要があるため、「任意後見監督人」を選任して欲しい旨の申立てをします。そして、家庭裁判所が、任意後見人を監督すべき「任意後見監督人」を選任しますと、そのときから、任意後見受任者は、「任意後見人」として、契約に定められた仕事を開始することになります。

もともと、任意後見人は、あなた自身が、最も信頼できる人として、自分で選んだ人です（契約に際しては、真に信頼できる人かどうかをよく吟味して選ぶことがとても大切です。）。しかも、前記のように、任意後見人の仕事は、家庭裁判所によって、任意後見監督人が選任された後に初めて開始されます。したがって、家庭裁判所によって選任された任意後見監督人が、任意後見人の仕事について、それが適正になされているか否かをチェックしてくれます。また、任意後見監督人からの報告を通じて、家庭裁判所も、任意後見人の仕事を間接的にチェックする仕組みになっています。

さらに、任意後見人に、著しい不行跡、その他任務に適しない事由が認められたときは、家庭裁判所は、本人、親族、任意後見監督人の請求により、任意後見人を解任することができることになっています。

以上によれば、万一のことをご心配されて、契約を躊躇するよりも、ご自分がしっかりしているうちに、ご自分の判断で、積極的に老後に備える準備をされた方が賢明といえるのではないかと思います。

#### 任意後見人は、身内の者でもなれますか？

成人であれば、誰でも、あなたの信頼できる人を、任意後見人にすることができます。身内の者でも、友人でも全然問題ありません。ただし、法律がふさわしくないと定めている事由のある者（破産者、本人に対して訴訟を提起したことがある者、不正な行為、著しい不行跡のある者その他任意後見人の任務に適しない事由のある者、例えば金銭にルーズな人等）はダメです。

もとより、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家に依頼してもよいし、また、法人（例えば、社会福祉協議会等の社会福祉法人、リーガルサポートセンター、家庭問題情報センター等々）に後見人になってもらうこともできます。

#### (通常の委任契約のことについて)

判断能力が低下したわけではないが、年を取って足腰が不自由になったり、身体能力が衰えて、何事をするにも不自由を感じるようになった場合に備えて、あらかじめ、誰かに財産管理等の事務をお願いしておきたいのですが、これも任意後見契約でまかなえますか？

A 任意後見契約は、判断能力が低下した場合に備えた契約なので、ご質問のような場合には、

任意後見契約によることはできず、通常の「委任契約」を締結することにより、対処することになります。

そして、実際には、このような通常の委任契約を、任意後見契約とともに併せて締結する場合があります。

何故かと言いますと、任意後見契約は、判断能力が衰えた場合に備えるものなので、判断能力が低下しない限り、その効力を発動することがありませんが、人間は、年を取ると、判断能力はしっかりしていても、身体的能力の衰えは、どうしてもなく、だんだん何事にも不自由を感じるようになってくることからです。極端な話、寝たきりになってしまえば、いくら自分の預貯金があっても、お金をおろすこともできません。そのような事態に対処するためには、判断能力が衰えた場合にのみ発動される任意後見契約だけでは不十分です。通常の委任契約と、任意後見契約の両方を締結しておけば、どちらの事態にも対処できるので安心です。まさに「ボケが出て、寝たきりになっても大丈夫！」ということになります。そして、判断能力が衰えた場合には、通常の委任契約に基づく事務処理から、任意後見契約に基づく事務処理へ移行することになります。

---

任意後見契約は、公証人の嘱託により、法務局で登記されることになります。したがって、任意後見人は、法務局から、任意後見人の氏名や代理権の範囲を記載した「登記事項証明書」の交付を受けて、自己の代理権を証明することができますし、取引の相手方も、任意後見人から、その「登記事項証明書」を見せてもらうことにより、安心して本人との取引を行うことができるというわけです（すなわち、登記事項証明書は、法務局が発行する信用性の高い委任状という役割を果たすことになり、これにより、任意後見人は、本人のために、その事務処理を円滑に行うことができます。）。

ちなみに、登記される事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1 任意後見監督人の選任前

本人、任意後見受任者、代理権の範囲

### 2 任意後見監督人の選任後

本人、任意後見人、任意後見監督人、代理権の範囲

---

任意後見契約を結ぶには、どんな書類が必要ですか？

A 下記の書類を揃えて下さい(発行後3か月以内のものに限ります。)

1 本人について・・・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票

---

## 2 任意後見受任者について・・・印鑑登録証明書, 住民票

**任意後見人や任意後見監督人に、報酬は支払うのですか？**

任意後見人に報酬を支払うか否かは、本人と任意後見人になることを引き受けた者との話し合いで決めることとなります。ごく一般的に言えば、任意後見人を、第三者に依頼した場合には、報酬を支払うのが普通ですが、身内の者が引き受けた場合には、無報酬の場合が多いといえましょう。

任意後見監督人には、家庭裁判所の判断により、報酬が支払われます。その報酬額は、家庭裁判所が事案に応じて決定しますが、本人の財産の額、当該監督事務の内容、任意後見人の報酬額その他の諸事情を総合して、無理のない額が決定されているようです。決定された報酬は、任意後見人が管理する本人の財産から支出されます。

任意後見人の仕事は、かなり大変な仕事ではないかと思われるかもしれません。したがって、任意後見契約が無報酬の場合には、任意後見人の労苦に報いるために、将来自分に万一のことがあったときには、任意後見人になった者に、より多くの財産を相続させたり(任意後見人が相続人の一人である場合)、財産を遺贈したり(任意後見人が相続人でない場合)するなどの配慮をしておくことも、考えられてよいことではないかと思われます。

日本公証人連合会 HP より